

医療法人実態調査報告書

(抜 粋)

平成13年12月

社団法人 日本医療法人協会

## 1. 回収状況

(1) 発送数	1,473 法人
(2) 回答数	852 法人
(3) 回答率	57.8%

## 2. 法人形態

「法人形態」は社団形態をとる医療法人数 724 法人 (84.98%)、財団形態をとる医療法人数 95 法人(11.15%)である。

法人形態		法人数	割合
社	持分有	612	71.83%
	特定	106	12.44%
	特別	2	0.23%
	特定・特別	1	0.12%
団	持分なし	3	0.36%
(社団合計)		(724)	(84.98%)
財	一般	66	7.75%
	特定	27	3.17%
	特別	—	—
団	特定・特別	2	0.23%
(財団合計)		(95)	(11.15%)
その他		2	0.23%
無回答		31	3.64%
合 計		852	100%

特定医療法人および特別医療法人数(重複集計)。

	社 団	財 団	計
特定医療法人	107	29	136
特別医療法人	3	2	5
合 計	110	31	141

### 3. 社員

#### (1) 社員人数

「社員人数」で、最も回答が多かったのは、「11人から19人」の112法人（15.89%）であるが、「4人から9人」に436法人（61.84%）が集中している。

法人形態 社員人数	法人数				割合 (%)			
	持 分 有	持 分 無	無 記 入	合 計	持 分 有	持 分 無	無 記 入	合 計
1人	8	—	—	8	1.38	—	—	1.13
2人	14	—	—	14	2.41	—	—	1.99
3人	39	5	—	44	6.71	4.46	—	6.24
4人	61	—	1	62	10.50	—	8.33	8.79
5人	70	2	1	73	12.05	1.79	8.33	10.35
6人	85	10	—	95	14.63	8.93	—	13.48
7人	74	1	4	79	12.74	0.89	33.33	11.21
8人	53	13	—	66	9.12	11.61	—	9.36
9人	45	16	—	61	7.74	14.29	—	8.65
10人	31	6	2	39	5.34	5.35	16.68	5.53
11~19人	78	31	3	112	13.42	27.68	25.00	15.89
20~49人	9	23	—	32	1.55	20.54	—	4.54
50人以上	14	5	1	20	2.41	4.46	8.33	2.84
小計	581	112	12	705	100	100	100	100
無回答	31	—	21	52	—	—	—	—
合計	612	112	33	757	—	—	—	—

(2) 社員の親族割合別法人数

社員のうち理事長と親族関係にある社員の割合について、回答のあった 647 法人のうち最も多かったのは「100%」の 192 法人 (29.68%) であり、50%以上 (いわゆる同族法人) は 398 法人(61.51%)であった。

割合 社員人数	無記入	0%	10%未満	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	合計
				以上20%未満	以上30%未満	以上40%未満	以上50%未満	以上60%未満	以上70%未満	以上80%未満	以上90%未満			
1人	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	8
2人	2	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	9	14
3人	4	3	—	—	—	3	—	—	3	—	—	—	31	44
4人	7	3	—	—	2	—	—	1	—	9	1	—	39	62
5人	4	3	—	1	2	—	6	1	10	—	16	—	30	73
6人	5	5	—	2	—	12	—	14	12	—	17	—	28	95
7人	6	—	—	5	5	—	10	16	1	8	9	1	18	79
8人	4	4	—	8	11	5	—	4	4	8	4	1	13	66
9人	4	6	—	2	9	10	3	7	8	1	4	—	7	61
10人	5	2	—	2	4	8	3	6	2	1	1	3	2	39
11~19人	10	3	8	9	18	14	7	7	12	4	4	3	13	112
20~49人	3	4	9	2	5	7	2	—	—	—	—	—	—	32
50人以上	1	6	10	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	20
小計	58	42	27	33	57	59	31	59	52	31	56	8	192	705
無回答	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
合計	110	42	27	33	57	59	31	59	52	31	56	8	192	757

#### 4. 理事

##### (1) 理事人数

「理事人数」で、最も回答が多かったのは「6人」の172法人(20.98%)であるが、「5人から7人」に410法人(50%)が集中している。

法人形態 理事人数	法人数					割合(%)				
	持 分 有	持 分 無	財 団	無 記 入	合 計	持 分 有	持 分 無	財 団	無 記 入	合 計
1人	4	—	—	—	4	0.66	—	—	—	0.49
2人	7	—	—	—	7	1.15	—	—	—	0.85
3人	48	—	5	—	53	7.92	—	5.49	—	6.46
4人	78	—	7	3	88	12.87	—	7.69	25.00	10.73
5人	127	—	9	—	136	20.96	—	9.89	—	16.58
6人	108	46	15	3	172	17.82	41.44	16.48	25.00	20.98
7人	79	9	12	2	102	13.04	8.11	13.18	16.67	12.44
8人	55	12	9	1	77	9.08	10.81	9.89	8.33	9.39
9人	44	15	10	1	70	7.26	13.52	10.99	8.33	8.54
10人	18	13	8	—	39	2.97	11.71	8.79	—	4.76
11~19人	34	13	14	2	63	5.61	11.71	15.38	16.67	7.68
20~49人	4	2	2	—	8	0.66	1.80	2.22	—	0.98
50人以上	—	1	—	—	1	—	0.90	—	—	0.12
小計	606	111	91	12	820	100	100	100	100	100
無回答	6	1	4	21	32	—	—	—	—	—
合計	612	112	95	33	852	—	—	—	—	—

(2) 理事の親族割合別法人数

理事のうち、理事長と親族関係にある割合について、回答 778 法人のうち最も多かったのは、「100%」の 191 法人(24.55%)であり、50%以上（いわゆる同族法人）が 451 法人（57.97%）であった。

割合 理事人数	割合													合計	
	無記入	0%	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上90%未満	90%以上100%未満	100%		
1人	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
2人	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	7
3人	4	2	—	—	—	3	—	—	13	—	—	—	—	31	53
4人	7	3	—	—	6	—	—	6	—	13	—	—	—	53	88
5人	2	5	—	—	5	—	14	1	27	—	30	—	—	52	136
6人	10	15	—	13	—	37	—	19	23	—	28	—	—	27	172
7人	3	6	—	9	16	—	16	17	1	16	6	1	—	11	102
8人	3	4	—	6	13	13	—	16	7	3	4	—	—	8	77
9人	2	5	—	5	13	22	7	1	4	6	2	—	—	3	70
10人	2	5	—	2	6	11	6	5	—	—	—	1	—	1	39
11~19人	3	8	4	8	19	7	4	5	4	1	—	—	—	—	63
20~49人	1	2	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
50人以上	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
小計	42	56	9	43	79	93	47	70	79	39	70	2	191	820	
無回答	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32
合計	74	56	9	43	79	93	47	70	79	39	70	2	191	852	

## 5. 監事

### (1) 監事人数

「監事人数」で、最も回答が多かったのは「1人」の491法人(60.77%)であるが、「1人から2人」に778法人(96.29%)が集中している。

法人形態 監事人数	法人数					割合(%)				
	持 分 有	持 分 無	財 団	無 記 入	合 計	持 分 有	持 分 無	財 団	無 記 入	合 計
1人	448	3	33	7	491	75.05	2.68	37.50	63.64	60.77
2人	143	96	44	4	287	23.95	85.71	50.00	36.36	35.52
3人	3	12	10	—	25	0.50	10.71	11.36	—	3.09
4人	3	1	1	—	5	0.50	0.90	1.14	—	0.62
小計	597	112	88	11	808	100	100	100	100	100
無回答	15	—	7	22	44	—	—	—	—	—
合計	612	112	95	33	852	—	—	—	—	—

### (2) 監事の親族割合別法人数

監事のうち理事長と親族関係のある割合について、回答718法人のうち最も多かったのは、「0%」の511法人(71.17%)であり、非同族化が、かなりすすんでいることがわかる。

割合 監事人数	割合												合 計	
	無 記 入	0 %	10 % 未 満	10 % 以 上 20 % 未 満	20 % 以 上 30 % 未 満	30 % 以 上 40 % 未 満	40 % 以 上 50 % 未 満	50 % 以 上 60 % 未 満	60 % 以 上 70 % 未 満	70 % 以 上 80 % 未 満	80 % 以 上 90 % 未 満	90 % 以 上 100 %		
1人	66	285	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	140	491
2人	23	206	—	—	—	—	—	39	—	—	—	—	19	287
3人	1	17	—	—	—	6	—	—	1	—	—	—	—	25
4人	—	3	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	5
小計	90	511	—	—	1	6	—	39	1	1	—	—	159	808
無回答	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
合計	134	511	—	—	1	6	—	39	1	1	—	—	159	852

## 6. 会計処理・計算書類の作成基準

「会計処理等の基準」は、575 法人(69.78%)が「病院会計準則」を用い、134 法人(16.26%)が「企業会計の基準」を用いている。

法人形態 作成基準	社団持分有	特定	特別	特定	その他	無回答	計	割合 (%)
	社団持分無 財団一般			特別				
病院会計準則	447	103	2	3	2	18	575	69.78
企業会計の基準	114	17	—	—	—	3	134	16.26
その他	99	11	—	—	—	5	115	13.96
小 計	650	131	2	3	2	26	824	100.
無回答	21	2	—	—	—	5	28	—
合 計	671	133	2	3	2	31	852	—

## 7. 外部監査の実施

「外部監査の実施状況」は、外部監査「あり」が 27 法人(3.63%)、「なし」が 715 法人 (96.37%)の結果となった。

法人形態 外部監査	社団持分有	特 定	特 別	特定	そ の 他	無 回 答	計	割 合 (%)
	社団持分無 財団一般			特別				
あり	16	7	1	1	1	1	27	3.63
なし	583	110	1	1	1	20	716	96.37
小 計	599	117	—	2	2	21	743	100
無回答	79	19	—	1	—	10	109	—
合 計	678	136	2	3	2	31	852	—

## 8. 経営情報公開の可否

「経営情報公開」は、642 法人(78.20%)が「公開すべきでない」としているが、167 法人(20.34%)が「公開してもよい」、さらに 12 法人(1.46%)が「公開済み」の結果となった。

法人形態 情報公開	社団持分有	特定	特別	特定	そ の 他	無 回 答	計	割 合 (%)
	社団持分無 財団一般			特別				
公開済み	9	3	—	—	—	—	12	1.46
公開してもよい	119	40	1	2	—	5	167	20.34
公開すべきでない	530	85	1	1	2	23	642	78.20
小 計	658	128	2	3	2	28	821	100
無回答	23	5	—	—	—	3	31	—
合 計	681	133	2	3	2	31	852	—



9. 医療法人・現理事長資格および要件

「理事長資格」は、「医師」を理事長とする法人が756法人(88.84%)、「歯科医師」を理事長とする法人が22法人(2.58%)であり、その他は73法人(8.58%)であった。

その他73法人で一番多かった回答は、「2(過去5年経営が安定)」が20法人であった。2番目が、「1(理事長死亡で子女が医科大)」が16法人、3番目が、「11(規定施行日に医師でない理事長)」が10法人と上位3つの理由によるものが、医師・歯科医師以外の理事長要件の63.01%(全体回答では、5.41%)をしめている。

(単位：法人数)

法人形態 理事長 資格	社 団					財 団			そ の 他	法 人 形 態 無 回 答	合 計
	持 分 有	特 定	特 別	特 定 ・ 特 別	持 分 無	一 般	特 定	特 定 ・ 特 別			
医 師	543	98	1	1	3	57	24	1	2	26	756
歯科医師	18	1	—	—	—	1	—	—	—	2	22
小 計	561	99	1	1	3	58	24	1	2	28	778
そ の 他	50	7	1	—	—	8	3	1	—	3	73
そ の 他 内 訳	1	11	1	—	—	2	1	—	—	1	16
	2	13	2	—	—	3	—	—	—	2	20
	3	1	3	1	—	—	1	—	—	—	6
	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	11	8	—	—	—	—	1	—	1	—	10
	12	7	—	—	—	—	—	—	—	—	7
	13	7	—	—	—	—	1	—	—	—	8
	無回答	1	1	—	—	—	1	1	—	—	4
回答合計	611	106	2	1	3	66	27	2	2	31	851
無回答	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計	612	106	2	1	3	66	27	2	2	31	852

10. 理事長資格要件の緩和

「理事長資格要件の緩和」は、412 法人（50.37%）が「現状維持」を求め、「緩和」を可とする法人 329 法人（40.22%）、「撤廃」を求めるもの 77 法人（9.41%）であった。

(単位：法人数)

法人形態 理事長 要件緩和	社 団					財 団				そ の 他	法 人 形 態 無 回 答	合 計
	持 分 有	特 定	特 別	特 定 ・ 特 別	持 分 無	一 般	特 定	特 別	特 定 ・ 特 別			
撤 廃	57	7	—	—	1	4	3	—	—	1	4	77
緩 和	231	42	1	1	1	31	10	—	—	—	12	329
現状維持	304	50	1	—	1	28	14	—	2	1	11	412
小 計	592	99	2	1	3	63	27	—	2	2	27	818
無回答	20	7	—	—	—	3	—	—	—	—	4	34
合 計	612	106	2	1	3	66	27	—	2	2	31	852

(別紙)

健政発第 758 号

平成 10 年 6 月 18 日

各都道府県知事殿

厚生省健康政策局長

## 医療法人の理事長要件について

標記については、平成 8 年 12 月 16 日に行政改革委員会から医療法人の理事長要件を緩和すべきとする意見があり、平成 9 年 3 月 28 日の閣議決定においては「医療法人理事長の資格要件を緩和する」とされたところである。

これを受け、平成 9 年 10 月 22 日より医療審議会医療経営と患者サービス向上に関する小委員会において医療法人の理事長要件の緩和について検討が行われ、平成 10 年 4 月 9 日の医療審議会総会に検討結果を報告し、了承されたところである。

については、医療法人の理事長要件の緩和について、医療審議会の意見を踏まえ、下記第 1 に示す基本的考え方にに基づき、下記第 2 のとおり昭和 61 年 6 月 26 日付健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」を改正するので、その運用に遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第 1 基本的な考え方

- 1 医療法人の理事長について、原則医師・歯科医師としている現行の考え方についてはこれまでとおりとするが、その運用の弾力化を図ることにより、理事長要件の緩和を図ることとする。
- 2 具体的な運用の弾力化については、医療法の趣旨を踏まえつつ、以下の方針により対応する。
  - (1) 適切な医療の提供が確保されるような法人の運営がなされること。
  - (2) 法人運営に当たって、非営利の原性が保たれること。
  - (3) 法人経営が安定的かつ適正になされること。
- 3 上記方針の下に、できるかぎり円滑な運用が図られるよう、その判断基準について具体化・明確化を図る。

#### 第 2 既往通知の改正

「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年 6 月 26 日付健政第 410 号厚生省健康政策局長通知)の第一の 5 を次のように改める。

##### 5 医療法人の理事長

- (1) 法第 46 条の 3 第 1 項の規定の趣旨は、医師または歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。

- 1 (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可は、理事長が死亡し、又は、重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能になった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在籍中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、

医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合に限り、行われるものであること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する医療法人については、(2)の規定にかかわらず、法第46条の3第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

- 2 ① 過去5年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている既存の医療法人
  - 3 ② 特定医療法人又は特別医療法人
  - 4 ③ 地域医療支援病院・へき地医療機関等地域医療の確保において重要な役割を担っている医療機関を経営している医療法人
  - 5 ④ 都道府県審議会が認めた第三者による医療機能評価機関により優良であると認められた医療機関を経営している医療法人
  - 6 ⑤ ①から④までの要件に該当する以外の医療法人であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとするに当たって、該当者、理事のうち親族関係を有する者、及び特殊の関係がある者の合計が、理事全体の3分の1以下である場合であってかつ、適正な運営がなされていると都道府県医療審議会が認めたもの
  - 7 ⑥ 理事の3分の2以上が医師又は歯科医師である医療法人であって、相当の学識を有するものとして都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの
  - ⑦ 役員構成等が公正な医療法人であって、次のいずれかに該当する者のうち、医療に関する相当の知識を有する者として都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの
  - 8 a 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が7年以上あった者
  - 9 b 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が7年以上あった者
  - 10 c 医療経営学、医療経済学等に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者
- (4) (3)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。
- (5) (2)及び(3)に掲げるもののほか、この規定の施行日（昭和61年6月27日）において存在する医療法人については、次のような場合にも認可されるものとする。
- 11 ① この規定の施行日において医師又は歯科医師でない者であって、理事長の職にあったものが、改正法附則第6条に規定する経過措置の期間後も、引き続き理事長に就任しようとする場合
  - 12 ② この規定の施行日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合
  - 13 ③ この規定の施行日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合